

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和4年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	株式会社 奈良新聞社			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 75% その理由（飲食を伴う意見交換会の経費を除く）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 新たな奈良県の創生、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換を行う。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の講演会、年2回の視察研究会</p> <p>◆参加者の状況 地方議員のほか、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>○本県の諸問題の把握に努め、本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	
	年会費	R4年4月～9月分 60,000×6/12 =30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	領収書番号 3
	年会費	R4年10月～R5年3月分 60,000×6/12 =¥30,000	講演会、視察研究会 (飲食を伴う意見交換会の経費を含む)	112
合計	¥60,000 円 (75%が政務活動費、¥45,000 円)			
備考	添付資料：新生奈良研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、隨時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、隨時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)
以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和4年4月1日			
年会費名	2022年度ゴールドリボン会員寄付（継続分）			
相手方	認定NPO法人ゴールドリボン・ネットワーク			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100% その理由（すべて政務活動に要する経費である）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 小児がん経験者のQOL(生活の質)向上のための支援、小児がんの治癒率向上のための研究支援、小児がんの情報提供と小児がんへの理解促進の3つの活動方針に基づき様々な活動に取り組む。</p> <p>◆本会の活動頻度 活動報告会と会報、年1回送付あり。</p> <p>◆参加者の状況 個人や法人の会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2022年度 ゴールドリボン 会員寄付(継続 分)	2,000円	活動報告会、会報の発行	6
備考	添付資料：2021年度事業報告書 特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2021 年度 事業報告書

特定非営利活動法人 ゴールドリボン・ネットワーク

1 事業の成果

2021 年度は前年度から引き続きコロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」と記載。）の対応を行なががら、小児がん支援の事業活動を継続した年であった。

【1】収入面では、2021 年度の収入実績は 123,920,148 円で、2021 年度予算 85,764,900 円を大きく上回った。これは、ゴールドリボン会員からの継続寄付（会費）が個人、法人とも 2020 年度を上回り、会員数が、個人が約 20% 増（マンスリー寄付の一括寄付から継続寄付への区分変更分を除く）、法人が約 11% 増となつたことによる。なお、一般寄付は、2020 年度と比較し個人からの寄付は約 1,800 万円増、法人は約 2,500 万円減となった。この個人寄付の増加は 2020 年度末に行った HP リニューアル等による支障者の増加によるが、うち約 50% は後述する贈与からによるものである。法人寄付の減少は、COVID-19 に対する緊急支援的な寄付が前年度に比べて減少したことによる。

収入確保のための施策として、前年度に引き続き 2021 年度も奨学金のためのクラウドファンディングを実施し、目標額 500 万円に対し約 645 万円の寄付が集まつた（手数料 14% 差引後約 545 万円）。

また、助成金申請については、2021 年度の事業を支援対象とする助成金は 3 件、約 152 万円となつた（内、約 63 万円はニット帽・マスクプレゼント事業、約 89 万円は 2020 年度に採択されたテレワーク助成金）。

※2021 年度に採択され 2022 年度を支援対象とする助成金 3 件については 2022 年度事業計画に記載。

さらに、当法人では 2020 年後半から遺贈寄付にも注力することとし支援者等への告知を行つた。その結果 2021 年度には 3 件 890 万円の遺贈寄付を受けた。

支援自動販売機は、支援企業からの紹介等で COVID-19 の渦中ににおいても 25 台増設された。しかししながら COVID-19 によるテレワークの拡大によるオフィススペース削減や出社者削減の影響を受けて、それらオフィスに設置されていた 62 台が撤去され、全体では 27 台減少した。

古本募金については、当法人の支援企業の中で古本募金を自らの顧客まで広めただけるといふ新しい動きが広がつた。ただし、年間の寄付件数、金額ともに前年度を下回る結果であった。

一方、2021 年度も 2020 年度同様東京マラソン、大阪マラソン等の寄付につながるイベントが中止・延期となつた（2019～2020 年度の収入となつた 2020 大会の寄付は約 2,000 万円）。また、COVID-19 が発生した当初の 2020 年度に緊急支援を目的として実施された大規模な助成金の支給や、支援企業等による緊急募金の取り組みなどは 2021 年度には通常の状態に戻つたこともあり、資金調達のための努力が必要となつた。

①2020 年度に引き続き、小児がん患児は治療のための通院にあたって、感染症は小児がん患児の命の危険に直結することから、医師により公共交通機関の利用が禁止され、自家用車、レンタカー、タクシーでの移動を余儀なくされている。また、付添者が安価で利用できる宿泊施設（アーモンド・イン等）では県を超えた移動をした直後の数日は利用ができないなどの制限により、その間、民間のホテルを利用せざるを得ないことで宿泊料金の増加や、宿泊施設利用時に自己負担での PCR 検査が求められるなどによる支出も増えている。また、世帯収入が COVID-19 の影響により減少した世帯も多いと考えられる。

【2】2021 年度は引き続き COVID-19 により小児がん患児・経験者やその家族が受けれる影響への対応を含めて、当法人の事業活動を強化した。

①2020 年度に引き続き、小児がん患児は治療のための通院にあたって、感染症は小児がん患児の命の危険に直結することから、医師により公共交通機関の利用が禁止され、自家用車、レンタカー、タクシーでの移動を余儀なくされている。また、付添者が安価で利用できる宿泊施設（アーモンド・イン等）では県を超えた移動をした直後の数日は利用ができないなどの制限により、その間、民間のホテルを利用せざるを得ないことで宿泊料金の増加や、宿泊施設利用時に自己負担での PCR 検査が求められるなどによる支出も増えている。また、世帯収入が COVID-19 の影響により減少した世帯も多いと考えられる。

この中で、当法人による交通費等補助制度は拠点病院等の急患・家族向けのガイドブックに掲載されていることなどにより支援対象者へ周知されてきている。こうした状況もあり、2021 年度の申請・支給額は 2019 年度から大きく増加した。2020 年度をさらに 16% 以上上回る申請（191 件）、支給総額（約 2,670 万円）となつた。

②小児がん患児を持つ家庭はひとり親世帯の割合が高いこともあり、収入面で COVID-19 による打撃を受けている家庭も比較的多い。また、既婚合併症の治療を継続している場合、医療費の負担が無くなる 20 歳以降の経済的負担に不安を抱えているケースもある。そのため、大学生への奨学金制度のニーズは年々高くなっている。

2022 年度入学予定者の奨学金への応募は、これまで最多の 50 名となつた（うち、所得基準による審査対象範囲内は過去最多の前年度 37 名に次ぐ 36 名）。前述のとおりクラウドファンディングで多くのご協力をいただいた結果 645 万円（手数料を除き 565 万円）の資金を追加することができたことと、前年度の特定資産への積み立て分を利用し、当初予定していた採用人数 10 名程度を超える、14 名（4 年制 11 名、2 年制 3 名）の奨学生を採用した。

③キャンプ助成は前年度に引き続き、COVID-19 の影響により対面での活動ができないため、オンラインでイベントを行つた。2 団体のみへの助成となつた。参加者は 140 名、うち患児 41 名であった。

④2021 年度のニット帽は 278 枚（2020 年度 300 枚）、2020 年度に開始したニットマスクプレゼントは 592 枚（2020 年度 511 枚）であった。

【3】小児がんの治療率向上及び QOL 向上のための研究支援は、応募件数 26 件、助成決定は 16 件、助成総額 1,360 万円となつた。また、留学支援については東京小児がん研究グループ（TCCSG）が選考し

た吉田仁典（国立成育医療研究センター）医師に、最先端の小児がん研究を行っている St. Jude Children's Research Hospitalへの留学を支援した。

[4] COVID-19 感染拡大から 2 年目となる 2021 年度は、COVID-19への対応をしながら新たな事業も開始した。

①希少がんである小児さんは、発症した子を持つ親が相談先に悩むケースが少なくない。また COVID-19 感染拡大で病院への受診に不安を感じる患児・家族もいると予想されることから、気軽に相談できる場としてオンライン医療相談を無償で提供開始した。オンライン相談事業を提供している株式会社メディカルノートに業務委託し、対象者の相談にかかる費用を当法人が負担する。

②近年、AYA 世代（15 歳～39 歳）のがん患者が抱える課題（医療費、移行期医療、教育体制、就学、就職）に関する経験が広がってきてている。この AYA 世代が抱える課題の解決、QOL 向上の一助とするため、「一般社団法人 AYA がんの医療と支援のあり方研究会」が新たに開始した AYA がん啓発イベントである「AYA week 2021」に協賛し、参加イベントの一ひとつとして若年性がん患者団体 STAND UP!!との共催で交流会「AYA Meeting 2021」へ立場を超えた交説～」を実施した。

③奨学生事業をこれまで実施する中で、小児がん平癡や脳神経疾患からの中止・休学・退学者などを得られない等、様々な困難を抱えている奨学生が多いことが分かった。また、小児がん経験者であるが故の学生生活や就職活動の課題などについて、身近に相談相手を見つづけにくいという学生も多い。特に昨年以来、COVID-19 の感染拡大で授業がオンライン化されるなど、学校での人間関係が構築しにくい環境になり孤独を感じる学生も増えている。これらの課題解決に結びつけることを目的に、初めての試みとして「奨学生のオンライン交流会」を実施した。同年代の小児がん経験者との交流により、小児がん経験者特有の悩みや課題、将来の目標などについてお互いの体験や思いを共有するとともに、自身も小児がんサバイバーである医師にもご参加いただいた。現役生、卒業生合わせて 8 名と医師との交流を行った。

[5] 小児がん患者のための普及、情報宣伝事業では COVID-19 感染拡大に対応し、オンラインイベントを実施した。

①小児がん啓発イベントであるゴールドリボンオーケンシングは、2020 年度は中止となつたが、2021 年度はオンラインで実施された。当法人は実行委員会メンバーとして参画し、特別協賛した。YouTube で配信したオンラインイベントは終再生回数 13,752 回、寄付総額約 600 万円となり、病院、患者会等 38 カ所へ寄附された。また、オンラインイベントでは 2020 年度に制作した小児がんの子ども達への応援歌「WE ARE ONE」を上映し、全国の視聴者に向け配信した。

②世界小児がん啓発月間（9 月）に合わせ、2021 度から当法人でも啓発イベント「Gold Ribbon Month」を開始した。2021 年度は小児がん患児・経験者によるオンライン作品展を実施し、作品展に出展した 3

名のインタビュービデオを作成し HP 等を通して公表した。また、ゴールドリボン通信に掲載した小児がん患児の保護者による手記の HP 掲載を開始した（手記は今後活動報告書と通信で連載することとし、同時に HP にも掲載する）。

また、特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ（JCCG）が 9 月に実施した Global Gold September Campaign に賛同団体として参加した。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 115,418 千円】)					
定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受託者人數
①オンラインイベントとしてゴールドリボンオーケンシングで自らの体験を語る小児がん経験者を登壇すると共に、実行委員会のメンバーとして参画し、特別協賛した。					述べ 250 万人（自販機等の販売数を含む）
②通販商品を通じて一般の方々へゴールドリボンや当法人の活動の認知を高めるために、支援販売で商品及び活動を推進した。		全年	全国	6 名	一般市民 21,450 人（自販機等の販売数を含む）
③10 月に予定されていた東京マラソンは、東京マラソンチャリティの実行主体として 89 フローラムに参加し、情報収集などの音楽及活用を行った。					
マラソンは 2022 年 2 月に延期となつた。					
①一般公募による応募 26 グループから、選考委員会により決定された 16 の研究グループへ助成を行った。					
②日本小児がん学会及び日本小児がん研究会グループ（JCCG）等研究団体への助成を行った。		全年	全国	3 名	医師研究会員 160 名
③東京小児がん研究グループ（TCCSG）スカラーシップ委員会で選考された研究者への手数料の支授を行った。					のべ 17 団体 23,755 名

①公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーションセンター(TRI)との協働事業として、米国UCI併設のPRDの小児がん情報の日本語版作成を実現した。	②9月の世界小児がん啓発月間に合わせたオンラインイベント「Gold Ribbon Month 2021」の中で、小児がん患兒・経験者によるオンライン作品展を開催し、小児がん経験者による体験談のインダビューア動画を公開した。	一般市民、小児がん患者とその家族	10万人	8,302	インターネット	2名
(4) 小児がんに限らず情報収集並びに情報提供事業	③2020年啓活動報告書、ゴールドリボン連絡書を発行し、支援者、平成者及び当法人の活動に關心のある個人、法人へ配布した。	小児がん患兒とその家族	5名	10,000人(オンラインで登録者とその家族)	57,962	①小児がん患兒とその家族が実施するチャリティイベントへの支援は、オンライン開催をした。②小児がん患兒とその家族が実施するチャリティイベントへの支援は、オンライン開催をした。

①公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーションセンター(TRI)との協働事業として、米国UCI併設のPRDの小児がん情報の日本語版作成を実現した。	②9月の世界小児がん啓発月間に合わせたオンラインイベント「Gold Ribbon Month 2021」の中で、小児がん患兒・経験者によるオンライン作品展を開催し、小児がん経験者による体験談のインダビューア動画を公開した。	一般市民、小児がん患者とその家族	10万人	8,302	インターネット	2名
(4) 小児がんに限らず情報収集並びに情報提供事業	③2020年啓活動報告書、ゴールドリボン連絡書を発行し、支援者、平成者及び当法人の活動に關心のある個人、法人へ配布した。	小児がん患者とその家族	5名	10,000人(オンラインで登録者とその家族)	57,962	①小児がん患兒とその家族が実施するチャリティイベントへの支援は、オンライン開催をした。②小児がん患兒とその家族が実施するチャリティイベントへの支援は、オンライン開催をした。
(5) 小児がんに関する国内外の専門家、医師、研究者、ワーク坊主等のネットワーク構築事業	①日本で小児がん治療・研究を専門とする、小児がん委員会、社会連携会等200以上が参加する日本小児がん研究グループ(JJOG)の支授議会にメンバーとして参加した。	医師、研究者	1500人	0	医療研究機関 患児、経験者、家族	2名
(6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業	②小児がん経験者の集まりである「サバイバー・ネットワーク」への情報配信は、経験者が前年度より200名増えて657名となった(前年度452名)	小児がん患者とその家族	2000人	0	①企業の勉強会にオンラインで参加し、小児がんの販売、及び当法人の活動について講演した。	3名

特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワーク定款

(入会)

- 第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。
2 正会員として入会しようとするものは、所定の様式により、理事長に申し込むものとする。
3 理事長は、前項の申しこみがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

第1章 総 則

(名称)
第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゴールドリボン・ネットワークという。

(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区西池袋2丁目21番8号に置く。

(目的)
第3条 この法人は、広く一般市民に対して小児がんに関する情報提供、普及・啓発及び研究支援の事業を行ふと共に小児がん（思春期・若年成人 [AYA] 世代のがんを含む）の子どもたちへ支援等の事業を行い、小児がんの子どもたちが安心して生活できる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 國際協力の活動
- (4) 子どもの健全養成を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 小児がん支援のためのゴールドリボン普及事業
- (2) 小児がん経験者の生活の質の向上のための研究・開発者支援事業
- (3) 小児がんの専門の研究者の研究者支援事業
- (4) 小児がんに関する情報収集及び情報提供事業
- (5) 小児がんに関する国内外の専門家、団体、研究機関とのネットワーク構築事業
- (6) 小児がんに関するシンポジウム・講演会事業
- (7) 小児がんの知識、理解の普及・啓発事業
- (8) 小児がんの子どもたち（患児、経験者、及びその家族を含む）の生活の質向上のための支援事業
- (9) その他目的達成するために必要な事業

第2章 会 員

(正会員)
第6条 この法人の目的に賛同して入会した個人を正会員とし、正会員をもつて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 既に納入した会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
1) 総会届の提出をしたとき。
2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
3) 繰続して2年以上会費を滞納したとき。
4) 除名されたとき。

(退会)
第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の権限により、これを除名することができる。
1) この定款に違反したとき。
2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3) 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、総決の前に当該正会員に弁明の機会を与えないなければならない。

(ゴールドリボン会員)

- 第12条 正会員とは別に、この法人の目的に賛同し継続的な寄付により事業を後援しようとする個人及び法人その他の団体を、ゴールドリボン会員とする。
2 ゴールドリボン会員に関する必要事項は理事会において別に定める。

第3章 役 員

(種別及び定数)
第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることがで

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときは又は理事長が欠けたときは、その職務を補佐し、理事長に代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法金若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これをして監査の報告書を作成する。

(4) 前号の報告書をする場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかるわらず、後任の役員が選任され、任期の末日後最初の総会が終結するまでの任期を伸長する。

3 欠欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選補なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その定数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び臨時総会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 正会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 正会員の会費

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもつて償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）

(9) 新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 総会財産の帰属

(11) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議事項)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)
第28条 各正会員の表決権は平等

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって委託し、又は他の正会員を代理人として委託を委任することができる。
3 前項の規定により委託した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は委託委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議題
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は墨名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかるらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた者の氏名
 - (4) 議事録の作成に係る取扱を行った者の氏名

(理事会の招集)
第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び議論事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)
第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)
第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、全理事の半数以上の同意があつた場合は、この限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の表決権等)
第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて審決することができる。
- 3 前項の規定により委託した理事は、前及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)
第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬ。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 签名
 - (4) 理事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は墨名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかるらず、理事会全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 理事会の決議を要しない業務の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決があつたものとみなされた事項

(理事会の構成)
第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

- (理事会の構成)
第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付託すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)
第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る取扱を行った者の氏名

(監査の措置)
第48条 予算をもって定めるもののはか、借入金の借入れその他新たな義務を負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第5章 資産

(構成)
第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 整立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)
第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)
第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理

事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行わなければならぬ

(会計区分)
第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)
第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算是、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不適
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 校園手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は被廃手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページににおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)
第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)
第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)
第56条 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 顧問

(顧問)
第57条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は、理事長がこれを委嘱し、この法人の業務の執行に応じて意見を述べることができる。

第11章 総則

(細則)
第58条 この定款について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当時の役員は、次のとおりとする。

理事長	松井 秀文
理事 副理事	上田 茂
理事	牧本 敏
監事	川西 由美子
監事	伊藤 葦
- 3 この法人の設立当時の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかるらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当時の事業年度は、第43条の規定にかかるらず、この法人の成立の日から平成20年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当時の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかるらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当時の金資は、第8条の規定にかかるらず、次に掲げる額とする。

(年会費)	5, 000円
1. 正会員	5, 000円
2. ゴールドリボン会員	2, 000円 (1口以上)
3. 銀勲会員	10, 000円 (1口以上)

- 7 この定款は、令和3年9月8日から施行する。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月20日他				
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会・政党支部へのリンク）				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	レンタルサーバー料	AUC	月￥6,380	定額	16,82,49 68,86, 100,116, 132,149, 165,180, 195
	レンタルサーバ一年管理費用	AUC	￥6,600	ドメイン更新費	180
	※ 50%充当 (6,380×12+6,600)×50%=￥41,580 円				
備考	ホームページアドレス： https://www.t-shimizu.jp				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

サーバーホスティング契約書

委託者 奈良県議会議員 清水 勉 (以下「甲」という。) と受託者 株式会社 アジア・ユナイテッド・コンピューティング (以下「乙」という。) は、この契約に定める条件でサーバーホスティングに関する契約を締結する。

(契約約款)

第1条 「甲」は、「乙」のWebホスティング・フレンズプランサービス契約約款の各条項を承認のうえサービス契約をするものとする。

(ホスティング利用内容)

第2条 月額ホスティング費用 5,800円 (消費税別途)
サーバ一年管理費用 11,800円 (消費税別途) 2月

(契約の解除)

第3条 「甲」が解約を申し出る場合は、解約予定月の3か月前までに申し出るものとする。

(自動継続)

第4条 「甲」から解約の申し出が無い場合又は「乙」の料金の改定が無い場合は次年度に自動継続するものとする。

(その他)

第5条 本契約に定めのない条項は「甲」・「乙」協議して定めるものとする。

平成29年4月1日

住 所 636-0023

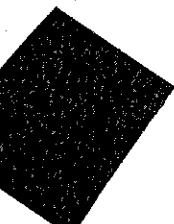
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

「甲」

奈良県議会議員 清水 勉 事務所

氏 名

清 水 勉



住 所 630-8002

奈良県奈良市二条町2丁目2-7 武田ビル2F

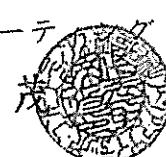
「乙」

株式会社アジア・ユナイテッド・コンピューティング

氏 名

代表取締役

正木



政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年4月22日（金）			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（2022年度会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率100%（総会及び研修会費が全体を占めるため）			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 年4回の定例会議は、総会及び研修等を行う 5月20日 2022年度第1回定例会議開催</p> <p>◆参加者の状況 県議会議員、市議会議員、町議会議員、村議会議員、議員経験者 本県の人権文化の政策推進</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2022年度会費	30,000	総会及び研修会	17
		合計 30,000 円		
備考	添付資料：規約、機関誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2022年4月8日

奈良県議会議員

清水 勉 様

奈良ヒューライツ議員団
幹事長 田川 雅人

奈良ヒューライツ議員団 2022年度会費について（お願い）

謹啓 奈良ヒューライツ議員団加盟議員の皆様におかれましては、平素より各自治体で部落問題をはじめ人権諸問題の解決にむけて取り組まれていることに敬意を表します。

さて、2022年度の活動を別紙の「2022年度第1回定例会議の開催案内」のとおり、スタートしていく所存です。

つきましては、当議員団は加盟議員の方々からの会費で運営しておりますので、2022年度会費のご負担をお願いしたく存じます。

何卒、ご理解の上、1ヶ月以内に納入を、宜しくお願い申し上げます。

謹白

《記》

御負担金：金30,000円也

但し、2022年度会費として

〈振込先〉	南都銀行
〈口座番号〉	[REDACTED]
〈名義人〉	奈良ヒューライツ議員団会議 川口正志

※ お振り込みの際、振込人名はお名前からの記帳でお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担願います。

【お問い合わせ、連絡先】

奈良ヒューライツ議員団（担当事務局= [REDACTED]）

奈良市大安寺1-23-1 奈良県人権センター2階

部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール [REDACTED] (全て英小文字) 以上

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- ② 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

2022年4月8日

加盟議員の皆様へ

奈良ヒューライツ議員団
議長 川口 正志
幹事長 田川 雅人
(公印省略)

2022年度第1回定例会議の開催について

謹啓

平素は、当議員団の活動にご理解とご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

さて、標記の「2022年度第1回定例会議」を下記の日程で開催いたしますので、ご多用の折かと存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席をお願いいたします。

当日は、本年3月3日に展示室のリニューアルをしてオープンした「水平社博物館」を見学していただき、その後、隣の御所市人権センターで会議を開きたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

謹白

記

1. 日時・会場 2022年5月20日(金)

午後2時30分～、水平社博物館内の展示を見学

〈所在地〉御所市柏原235-2 (0754-62-5588)

午後3時頃～、御所市人権センター 2階 会議室1：議員団定例会議

〈所在地〉御所市柏原235 (0754-65-2210)

2. 会議の議題 ①戸籍等の不正取得事件の発生と市民啓発について

②SNS上の誹謗中傷をはじめネット上の差別書き込みの規制について 他

3. 出欠連絡のお願い：誠に勝手ながら、5月11日(水)までに別紙の出欠連絡用紙(FAX専用)・メール等で返信をお願いします。

4. 備考 ①定例会議は、県内の新型コロナウイルス感染状況によって、中止する場合があります。

②ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

■お問い合わせ、連絡先：議員団事務局(担当=)

〒630-8133 奈良市大安寺1-23-1 部落解放同盟奈良県連合会内

電話 0742-64-1631 FAX 0742-64-1640

電子メール

以上

ナーライツ議員の県政の重要課題を質す

代表質問（要旨） 1.リニア中央新幹線・関西国際空港建設構想について、その目的や具体化へ今後の取組は。2.新良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例について、今議会に上程の条例はおないと振興策は。3.国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について、R13年に本県で開催地が地盤振興・特に中南和地域の振興に繋がるべきと考えるが、開催意義や県立スポーツ施設の整備についての考えは。4.奈良県立医科大学新キャンパス移転整備の現在の進歩状況は。(2)医大周辺のまちづくりについて、アクセス道路の整備や駅周辺の整備を含め、現在の進歩状況と今後の取組は。(一)荒井知事答弁)ハネドウ駅と新駅の併存を提案したが、近郊側の強い意向でハネドウ駅の候補地となり残念である。5「飛鳥・橿原の世界遺産登録について、豊富な歴史的・文化財を有する飛鳥・橿原の世界遺産登録に向けた取り組み内容は。6.漢方のメダカ推進プロジェクトについて、10年を迎えたが、現在までの結果と今後の取組計画は。7.街角インター・チエンジ周辺商業集積地について、中南和地域の振興ににおける位置づけについて、改めて知事の所見を伺いたい。また、工業団地の完成に向けた今後の取り組みは。8.京奈和自動車道大和御所道路について、橿原北インターチェンジから橿原高田ICの区間はどうなが構造になるのか。

代表質問（要旨） 1. 文化財のデジタルデータのアーカイブ化について、から歴史芸術文化村の開村を契機に、今後の文化財のデジタルデータの安全な保存とその活用の取り組みは。 2. ふるさと納税について、(1)本県の現状分析と、返礼品の充実等の今後の展望は。(2)企業版ふるさと納税制度の最大限の活用には、対象プロジェクトのペリエーションを増やし、中長期的なプロジェクトの企画など、市町村を含めた県全体の取組が必要だと考えるがどうか。

日本維新の会
佐藤光紀 謹員
(生駒市)

良ファンを増やすため、ふるさと納税を通じてさまざまな工夫をしたい。3. インボイス制度の導入への対応について、昨年6月、国から都道府県に、インボイス制度への対応及び広報周知の依頼通知が発出され、同年10月からは道府調査監督行事業者の登録が開始されている。県として、具体的な取組の内容は。4. 大・猫へのマイクロチップ装着義務化について、本年6月から始まるが、普及啓発により一層の周知を図るべきと考えるがどうか。また、努力義務の対象となっている大・猫への装着促進にも取り組むべきと考えるが、所見を伺いたい。5. 公職選舉法について、選舉期間前に立候補予定者が自らの名前を記載したタスキや徽章を掲示して行う活動に関して、公職選舉法上の考え方と、制度の理解を促すための啓発について、所見を伺いたい。

脱原発をめざす奈良県議員連盟
ロシアのウクライナ軍事侵攻 原発攻撃非難声明

本連会は3月4日、ロシアがウクライナへ侵略し、同国の主権と領土を侵害し、民間人を含む多数の犠牲者を出していることに抗議・非難し、即時の攻撃停止と軍の完全撤退を強く求める決議を採択した。さらに、ロシアによるウクライナの原子力発電所の攻撃に対して、超党派の県議会議員でつくる脱原発をめざす奈良県議員連盟（山田正志、岩田国士、西川均、田中正志、岩田国士、佐藤光紀、小林誠、柏原敦史）には自民党奈良、創生奈良、日本共产党、日本維新の会の15名の議員が所属し、ヒューライツ議員団加盟議員も多数参画している。

【加盟議員の紹介（候補幹部）】
会長＝山本進章▼副会長＝和田恵治▼幹事長＝阪口豊▼会計＝西川均▼監事＝川口正志、岩田国士、乾浩之、清水勉、佐藤光紀、小林誠、柏原敦史

代表質問に2人、一般質問に2人が登壇し



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの修正）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年5月25日			
表題	奈良県議会議員 清水 勉 公式ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宣、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会・政党支部へのリンク）			
内容	議会活動報告 県民への意見募集 議員のプロフィール等			
ホームページ修正に要した経費	項目	支払先	金額 (円)	金額の積算
	ホームページ変更業務	キシステム株式会社	17,000	・html更新 方言変更、リンク集下の ブログパーツの削除 33
			30,000	・ホームページSSL化 (HTTPS対応) 33
			171,000	・新WordPress移行費 33
			86,000	・WordPress新バージョン用の簡易更新マニュアル作成 33
			86,000	・メールフォーム変更作業 33
	消費税		39,000	 33
	振込手数料		220	 33
	* 50%充当 合計 429,220円×50%=214,610円			
備考	ホームページアドレス： http://www.t-shimizu.jp			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

御 見 積 書

見積番号

2022 年 3 月 7 日

奈良県議会議員 清水 勉 事務所 様

下記の通り御見積致しますので何卒御用命下さいますようお願い申し上げます。

物 件 名	ホームページ更新業務				
有 効 期 限					
納 期 別 途 ご 相 談					
納 入 場 所 ご 指 定 場 所					
御 支 払 条 件 通 常 ど お り					
合 計 金 額	¥ 429,000 - (税込)				

承認	承認	担当

※ ホームページSSL化について… 有効期限が1年の証明書のため、毎年約30,000円(税別)の費用が発生。

※ メールフォーム変更作業内容

現在のメールフォーム(cgi)をphpに変更し、「Google reCAPTCHA」を導入いたします

- ・メールフォームのPHP化
 - ・メールフォームに「Google reCAPTCHA」を設定

※ 新WordPressへの移行内容

現行WPのデータをエクスポートし、別の新規WPにインポートする。

備考

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和4年6月16日（木）		
年会費名	特定非営利活動法人 奈良難病連（令和4年度 賛助会員会費）		
相手方	特定非営利活動法人 奈良難病連		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	按分率100% その理由（すべて政務活動に要する経費である）		
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っている。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び講演会</p> <p>◆参加者の状況 賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>		
※年会費支払いの効果を明記のこと			
経 費	項目	金額	内容
	令和4年度 賛助会員会費	5,000	総会及び研修会
	振込手数料	262	
	合計	5,262 円	（すべて政務活動）
備 考	添付資料：賛助会費ご協力のお願い、 2021年度事業報告書・活動計画書 2022年度事業計画書(案)・活動予算書		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

2022年6月吉日

皆さま

特定非営利活動法人 奈良難病連
理事長 大森 雅子
(公印省略)

賛助会費ご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、私ども奈良難病連の活動に一方ならぬご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて私ども奈良難病連は結成37年、特定非営利活動法人を設立し18年目を迎えました。

本来でございましたら、ご来賓としてご案内をさせていただくべきところでしたが、今年度もまだ新型コロナウィルス感染症の感染者が落ち着きませんので、ご来賓なしの最低限の役員にての開催と致しました。

私どもは、医療福祉の充実を求め、国会請願を毎年行い、機関誌の発行や学習会、医療講演会などを開催することによって、会員や一般県民への啓発活動を行っております。

平成20年度より県からの委託を受け、難病ピアソーター事業、平成21年度より県の補助金事業として就労支援事業に取り組み、また、平成28年度からは「難病患者療養支援に関する事業」として、難病ピアソーター事業、就労支援事業、医療講演会事業と一括した事業として取り組んでおりますが、乏しい資金での活動と今般の新型コロナウィルス感染症の影響で感染対策を取りながらの制約の中での活動となっております。

これからも医療福祉の充実のため努力して参りたいと存じますので、この事情をお汲みとりのうえ、ご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

賛助会員年会費： *個人 1口 5,000円
*企業・団体 1口 20,000円

振込先： ゆうちょ銀行 [REDACTED]
特定非営利活動法人 奈良難病連

賛助会員の特典： ①当会機関誌に賛助会員として掲載いたします。
②当会機関誌を年2回送付し、総会のご案内や講演会などの情報を提供させていただきます。

2021年4月1日至2022年3月31日止
凭有效期内的本人有效证件
(身份证、驾照)

卷之三

会員登録	会員登録	会員登録
アカウント登録	アカウント登録	アカウント登録

会員登録	会員登録	会員登録
会員登録	会員登録	会員登録

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1 準備 今年度はその他の事業を実施していく旨を

2021年度 事業報告書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

- 1 専業の方針
難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する。

特定非営利活動法人 奈良難病連
特定の実施に係る事業

- (1)特定非営利活動法人 奈良難病連
難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する。

- 2 専業の実施に係る事業
(1)特定非営利活動法人 奈良難病連

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	受託者 人数	受益対象者の範囲及び 人數	支出額 (千円)
① 難病患者への支援に係る事業	総会・会員相互の交流会	2021年6月6日	はぐくみセンター	30	奈良難病連理事・会員	0
		毎月火木 13～16時	事務所	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	185
	ビアサボータ一事業	難病相談支 援センター事 業	難病相談支 援センター	30	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	185
	難病患者への 支援に係る事業	2021年4月19日 9月1日 2022年3月10日	奈良難病連役員 支援センター	14	難病相談支 援センター	0
	難病患者への要 望書提出	2021年11月12月	奈良市	14	奈良難病連役員	0
	難病患者扶助会議 セミナーとの定例会	2021年1回	奈良難病連役員 支援センター	14	奈良難病連役員	48
	難病患者扶助会議 セミナーとの定例会	2022年9月 3月	奈良難病連役員 支援センター	14	奈良難病連役員	250
	機関紙「きずな」の 発行(2回)	2021年5月	国会議員会館	1	奈良難病連役員	0
② 難病の啓発 事業	機関紙「きずな」の 発行(2回) 国会講演行動 「難病対策」	2021年10～12月	奈良難病連役 員会員の自宅	1243	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0
	情報収集に 関する事業	随時	事務所	3	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0
	情報収集に 関する事業	2021年11月25日	郡山総合庁舎	30	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0
	情報収集に 関する事業	奈良県社会七 福社総合セ ンター研修室他	奈良県社会七 福社総合セ ンター研修室他	48	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	250
③ 情報収集に 関する事業	奈良難病連の ホームページ運営	年4回	奈良県社会七 福社総合セ ンター研修室他	400	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	250
④ 難病の研究 会・学習会に 関する事業	学習会	2022年10月	西部公民館	30	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0

1 専業の方針
難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する。

- 2 専業の実施に係る事業
(1)特定非営利活動法人 奈良難病連

- 1 専業の方針
難病患者・家族が自立及び社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関する正しい知識や情報を提供する。

- 2 専業の実施に係る事業
(1)特定非営利活動法人 奈良難病連

定款の事業名	事業内容	予定期	予定場所	在籍者 予定人數	受益対象者の範囲及 び予定人數	支出額 (千円)	
① 難病患者への支援に係る事業	金員相互の交流会	2022年6月5日	奈良市市民館	30	奈良難病連理事・会員	0	
	難病相談支 援センター事 業	毎月火木 13～16時	事務所	14	難病患者及び家族・ 長期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	185	
	難病患者への 支援に係る事業	難病相談支 援センターと の相談する事 業	難病相談支 援センター	30	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	185	
	難病患者への要 望書提出	2022年2月	郡山総合庁舎	30	難病相談支 援センター	0	
	難病患者扶助会議 セミナーとの定例会	年2回	奈良市	14	奈良難病連役員	0	
	難病患者扶助会議 セミナーとの定例会	年3回	奈良市	14	奈良難病連終会・就労 支援センター	48	
	ファイアープログラ ム・研修事業	2022年1月～12月	事務所	20	奈良難病連役員	500	
	難病患者扶助会議 セミナーとの定例会	2022年9月 3月	奈良市	14	奈良難病連終会・就労 支援センター	250	
	機関紙「きずな」の 発行(2回)	2021年5月	国会	1	奈良難病連理事 長	0	
② 難病の啓発 事業	機関紙「きずな」の 発行(2回) 国会講演行動 「難病対策」	2021年10～12月	近畿駅会員の自宅	1332	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0	
	情報収集に 関する事業	随時	事務所	3	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0	
	情報収集に 関する事業	奈良難病連の ホームページ運営	奈良難病連	1	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	0	
	情報収集に 関する事業	学習会	2022年10月	奈良県社会七 福社総合セ ンター研修室他	400	難病患者及び家族・ 长期慢性疾患患者及び 家族・医療福祉関係者・ 県民	250

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 清水 勉

年月日	令和4年7月5日		
年会費名	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 (年会費)		
相手方	奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会		
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため		
按分率の説明	按分率100% その理由 (すべて政務活動に要する経費である)		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 がん医療対策の向上、緩和ケアの推進、ホスピスの更なる開設、在宅医療の充実と緊密な連携等を進める。</p> <p>◆本会の活動頻度 ホスピス講演会、勉強会、すすめる会通信の発行</p> <p>◆参加者の状況 個人や団体の賛助会員</p> <p>○本会議での質問等議員活動に役立てている。</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	2,000円	講演会、勉強会
	振込手数料	110円	
	合計	2,000+110=2,110円	(すべて政務活動)
備考	添付資料：会則、奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会通信		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

田原市バス強運会 奈良県のバスピスとかん医療をすすめ会

1. 本会は必要に応じて総会を開催する。
2. 総会には非会員の参加を妨げない。

第8条(会費)

会費は年額2000円と定める。

第1条(名称)

本会は奈良県のバスピスとかん医療をすすめる会とする。

第2条(目的)

本会は奈良県にバスピス・報知ケニア様の講師の方々に於いて勉強し実現を図ることを目的とする。

第3条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同する個人や団体は、誰でも会員になることができる。
2. 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第4条(運営委員会)

1. 会の円滑な運営を図るために、運営委員会を設ける。
2. 運営委員会は、本会の趣旨と使命と使命を果たすために必要な活動を企画実施する。
3. 運営委員会は、会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第5条(役員)

1. 運営委員の中から会長、副会長、事務局長、会計監事を選出す。
2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条(総会)

1. 本会は年1回の定期総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。
2. 総会は運営委員会が招集する。
3. 定例総会は、年次の会計、および運動委員の改選、その他の事項を審議する。

第7条(勉強会)

奈良県のバスピスとかん医療をすすめる会
奈良県立総合医療センター 1-1-1 奈良二ツセイエデンの園内
Tel: 0742-33-2100 Fax: 0742-33-2101

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 20周年記念式典及び 会員登録申込書

現在会員数184名

【1】「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 20周年記念式典及び 会員登録申込書」のお知らせ

【2】第87回勉強会より

【耐え難い苦痛は必ず緩和できる】

【3】懇親会資料

【4】会費納入のお願い

【5】懇親会登録

【1】「奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会会員のみなさんにお送りしています。

及び馬鹿さんを愚ぶ会」のお知らせ

日 時 2022年 12月3日(土) 15時~18時
(開場14時30分)

会 場 日航ホテル奈良 飛天の間
JR奈良駅となり

基調講演

柏木哲夫さん
(公財)日本ホスピス・緩和ケア研究財団 理事長

2000年9月 奈良県北葛城郡河合町「まほろばホール」で
柏木哲夫先生の「死にゆく患者と家族への援助」と題する講演会が開催されました。
それからが私たちの勉強会が始まりです。

基調講演後、ささやかなパーティを計画しております。9月初旬 招待状を
会員の皆様全員にお送りします。是非ご出席のお返事お待ちしております。

【2】第87回勉強会より

【耐え難い苦痛は必ず緩和できる】

浦嶋 健晃

5月28日、奈良県立医科大学附属病院 緩和ケアセンター長の四宮敏章先生を講師にお招きして、「がんの終末期に起きる様々な症状と緩和ケアで出来るうこと」というテーマで、第87回 奈良県ホスピスとがん医療をする会 危険会を開催させていただきました。

30名もの皆様にご来場いただき、講演、質疑応答という濃厚な2時間でした。

四宮先生からは、大きく分けて6つの内容についてお話をいただきました。

- ① 終末期とは
- ② 終末期の苦痛は必ず緩和できる
- ③ 亡くなるまでの1ヶ月
- ④ 亡くなるまでの1週間
- ⑤ 亡くなるまでの5兆候
- ⑥ いつが看取りの時なのか

中でも②の終末期の苦痛は必ず緩和できる、についてが、とても意味の深い内容でした。
症状としては、疼痛、呼吸困難、嘔気・嘔吐、倦怠感・食欲低下、せん妄、
スピリチュアルヘルペイン。

私はやはりスピリチュアルヘルペインに深い関心があります。

身体的な痛みはある程度、緩和できても、その後には心の痛みが出てくることが多いです。
死ぬのが怖いという人に対して、どのように接するのか。
やはりただ同じ人間として、苦しみを分かろうと努力することは出来ます。
これをするか、しないかが大きなポイントかと思います。

四宮先生は、家族が準備しておくことにも詳しく説明していただきました。

その中で印象に残ったのは、「3つのサポートを作ること」ということです。
家族自身が気持ちがつらくなる可能性があります。そのためには援助してくれるサポートを作つておくことが重要。

- ・自分の代わりに動いてくれる人
- ・必要な情報を教えてくれる人
- ・情緒的なサポートをしてくれる人

この3種類のサポーターが必要だと言われました。
そして息抜きすることに罪悪を感じない。これほどでも難しいことですが、本当に重要な心の持ち方だと感じました。
そして、「後悔しないと決めること」。
多くの人に後悔の気持ちは残りますが、たとえ不十分であったとしても、患者さんが亡くなれる前に「後悔しないと決めること」が大事だと言わされました。
やはりどんなに熱心に介護をしても後悔は残ります。
そこは自分の中で落としどころを作るとも感じます。

「看取りに関しての考え方」ということで四宮先生の思いを語られました。
大事な方と対面した時にすでに冷たくなっていたとしても、お葬式、火葬式、收骨という一連のお別れに立ち会ったことは、全て看取りなのです。

大事な人のために近くした臨終の前後の時間は全て看取りなのです。

最後にメッセージとして。

・終末期のつらい症状は緩和ケアで必ず取れます
・最期どうなるかを知つておくことが良い看取りにつながります
・大切な人のために近くした時間全てが看取りです

このように言われました。

1年ぶりに四宮先生に勉強会で講演いただきました。
改めて緩和ケアの重要性を認識するとともに、すすめる会としても、より一層の啓発をしていきたいと思いました。
四宮先生に、ありがとうございました。

イ) 勉強会の開催

<年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現に向けて」>

⑤ 第86回勉強会

日時 2022年3月26日(土) 14時~16時
会場 奈良県文化会館 集会室A・B
テーマ 「がんと遺伝子検査

～がんゲノムとは何か？～その最前線！

話題提供者 武田真幸さん

奈良県立医科大学
がんゲノム・腫瘍内科学講座教授

ロ) 講演会の開催

「奈良県のホスピスとがん医療をする会 20周年記念式典」
新型コロナウィルス感染症の影響を鑑み、ご来場下さいます皆様の安全
を優先し来年(2022年)に延期しました。

- ハ) がん医療推進、啓発活動への参加
令和3年度「がん検診を受けよう！」奈良県民会議がオンラインで10月10日開催され参加しました。

2021会計報告

2021 年度 奈良県のホスピスとがん医療をする会収支計算書
2021年4月1日~2022年3月31日

《収入》

科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	733,273	ゆうちょ銀行 712,377・郵便振替金 20,896
利子	41	
会費	244,000	
寄付金	4,079,000	馬詠さん寄付4,000,000・会員寄付79,000
収入計	5,056,314	

【3】総会資料

1. 2021年度 活動報告
- ア) 総会
 - 日時 2021年5月8日(土) 14時~16時
 - 会場 奈良県文化センター2階 集会室A・B
 - 議題 2020年度活動報告・決算報告
2021年度活動計画・予算
 - 総会は中止しましたので書面決議となりました。すすめる会通信116号にて議案決議ご報告させていただきました

支出

《支出》

科 目	金 额	備 考
講演会開催費	0	会場使用料、講師謝礼、ポスター・チラシ、送料等
RFL	0	協賛寄付金等
質借料	15,270	勉強会会場費等
旅費交通費	4,280	勉強会講師交通費、資料運搬高遠代等
通信費	94,512	勉強会通信送料、勉強会開催案内はがき送料等
印刷費	21,131	勉強会通信印刷代、事務コピー、名刺・封筒印刷代等
消耗品費	15,520	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	10,000	勉強会講師謝礼等
会議費	2,270	会計監査・運営会議等
会費公課費	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雜費	24,497	郵便振替手数料
次年度繰越金	4,865,834	
支出計	5,056,314	
		次年度繰越
		649,293
		-4,865,834
		-193,520
支出計	1,033,293	5,056,314
		4,023,021

《2021年度貸借対照表》

借 方	金 额	貸 方	金 额
現金	0	次年度繰越金	865,834
ゆうちょ銀行	4,566,435	記念式典費	2,000,000
郵便振替手金	293,399	当会強化費	2,000,000
計	4,865,834		4,865,834
		2021年度損益計算書	
収入			

2. 2022(令和4年)年度活動計画

ア) 総会の開催

日時 2022年5月28日(土) 14時~16時
会場 奈良県文化会館 集会室A・B

近畿奈良駅より徒歩5分

議題 2021年度活動報告・決算報告

2022年度活動計画・予算

イ) 勉強会の開催

<年間のテーマ「第3期奈良県がん対策推進計画の実現に向けて」>

●第87回勉強会

日時 2022年5月28日(土) 14時~16時
会場 奈良県文化センター2階 集会室A・B

話題提供者

四宮敏章さん

奈良県立医科大学附属病院緩和ケアセンター長

テーマ

「がんの終末期に起きる様々な症状と緩和ケアでできること」

●第8回勉強会

日時・内容ともに未定ですが今年度中に行う予定です。

口) 講演会の開催

コロナの影響で一昨年度から今年度になりましたが 12月 3 日日航ホテル奈良にて「奈良県のホスピスとがん医療をする会 20周年記念式典及び馬筋さんを偲ぶ会」を開催します。

コロナの感染状況に留意しながらこれから開催準備をして参ります。皆様に招待状をお送り申し上げますので是非ご出席いただきますようお願い申し上げます。

ハ) がん医療推進、啓発活動への参加

奈良県がん対策推進協議会、全がん連から情報等をいただきながら、がん医療、ホスピスの啓発活動を推進してまいります。

2022年予算

収入

科 目	2021年決算	2022予算	備 考
前年度繰越収入	733,273	4,865,834	繰越金 865,834
会費収入	244,000	260,000	式典費 2,000,000 当会強化費 2,000,000 @2000×130名
講演会収入	0	0	
寄付金収入	4,079,000	100,000	
利子収入	41	20	預金利息
収入計	5,056,314	5,225,854	

支出

科 目	2021年決算	2022予算	備 考
講演会開催費	0	2,000,000	20周年記念式典費用
RFL	0	11,000	協賛金、交通費等
貢告料	15,270	30,000	勉強会会場費等
旅費交通費	4,280	150,000	勉強会講師交通費、各会議交通費等
通信運搬費	94,512	100,000	勉強会通信発送代、勉強会案内葉書郵送代等
印刷費	21,131	30,000	通信印刷代、コピー代、名刺印刷代等
消耗品費	15,520	20,000	事務用品、ラベル、ハガキ用紙等
講師謝礼等	10,000	30,000	勉強会講師謝礼
接待交際費	0	5,000	勉強会講師手土産代等
会議費	2,270	10,000	運営会議等
会費公課費	3,000	3,000	全国がん患者団体連合会会費
雜費	24,497	30,000	郵便振替専金手数料
次年度繰越金	4,865,834	2,806,854	
支出計	5,056,314	5,225,854	

【4】会費納入のお願い

この会は会員の皆様の会費に支えられています。
振り込み用紙を同封させていただきましたので今年度会費 2000 円のお振込みをお願い申し上げます。

《会費納入に際してのお知らせとお願い》

* 2022年1月17日より、ゆうちょ銀行の取り扱い料金が改訂され、払込取扱票(振替用紙)の現金での送金は、110円の加算料金が必要となりました。
なお、道銀またはキャッシュカードによる払い込みは上記の加算料金は不要です。
会員の皆様には、ご負担をお掛け致しますが、よろしくお頼み申し上げます。
* 振替用紙の氏名記入は忘れずにお願い申し上げます。

【5】懇親会登記

5月 28 日の勉強会はコロナ禍の下に入室人数が制限された会場に久しぶりに席がさほど埋まるくらい出席いたしました。その中でも会員外の方が半数もいらしてくださりとても有難く思いました。感染に気を付けねばならない日々が、当分の間続きますが、皆様と揃つて 20 周年記念式典を迎られますように願っております。

奈良県のホスピスとがん医療をすすめる会 会長：浦嶋偉晃

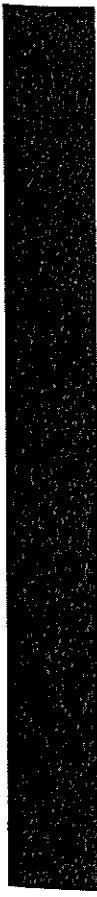
URL : <http://nara-hospice.org/>

〒636-0071 北葛城郡河合町高塚台1-8-1 奈良ニッセイエデンの園内

Email : [REDACTED]

TEL 0745-33-2100
FAX 0745-33-2101

■運営委員（五十音順・敬称略）



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年1月23日				
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年新春号(B3)」 35,050部発行				
対象者	北葛城郡4町				
配布方法	新聞折込(4紙)、日経新聞 27,150部 ポスティング(王寺町全域) 7,500部 街頭配布等 400部				
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 60% (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を40%減とする)				
内容	議会活動報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	制作費	(株)シンコーアドヴァンス	30,000	デザイン編集費	167
	印刷費	"	245,350	@7.00×35,050部	167
	新聞折込(4紙) 日経新聞	"	84,165	@3.1×27,150部	167
	ポスティング	"	19,500	@2.6×7,500枚	167
	消費税	"	37,901	10%	167
	合 計		416,916		167
	※60%充当 (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を40%減とする) (416,916-19,500-1,950)×60% = ¥237,279円				
備考	添付資料：「議会報告書 令和5年新春号(B3)」、納品書				

注 発行した広報紙を添付してください。

01

納品書

納品No 221228014

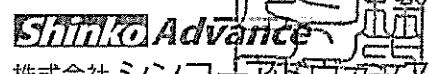
(1 / 1)

〒636-0022

北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

清水 勉 様

10714



2022年12月28日

株式会社 シンコー アドバンス

(営業本部) 〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町笠259-4
 TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842
 (大阪営業所) 〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
 あべのハルカス31階 TEL 06(6625)5135
 (本社) 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7-6

商品コード	品名	規格	度数	数量	単位	単価	金額
2204165 01	議会報告 令和5年新春号	B4	4/4	35,050	枚	7.00	245,350 (外税10%)
2204165 02	デザイン編集費	B4		1	枚	30,000.00	30,000 (外税10%)
2204165 03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		27,150	枚	3.10	84,165 (外税10%)
2204165 04	「ポスティング」(王寺町全域)	B4		7,500	枚	2.60	19,500 (外税10%)

摘要: マットコート70kg、フルカラー印刷

担当

小計	379,015
消費税	37,901
合計	416,916

※折込:奈良サンケイ企画 27150枚2023年1月7日(土)折込

※ポスティング王寺全域7500枚

※車輌販売品 100枚

奈良県議会議員



清水 勉

日本維新の会

令和5年 新春号

議会報告

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

総務警察委員会委員長

地域公共交通対策特別委員会委員

議第99号が追加提案される！

議第99号 奈良県議会議員の
議員報酬額、費用弁償額及び期末

手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例が、日本共産党、公明党、日本維新
の会、無所属以外の会派から上程されました。

一コナ禍で県民の皆様が苦しみ、追い打ちをかけるように物価高で悲鳴をあげられている
時に、県議会議員が期末手当を引き上げる条例案を提案するとは、『何とも情けない！
恥を知りなさい！』との声が聞こえてきそうです。

民主主義は数の世界でもあり、決まったことは仕方ありませんが、日本維新の会は「有言
実行！」の政党です。引き上げとなる0.05月分の期末手当を受け取るわけには参りません。

日本維新の会派3名は、昨年と同様に法務局に供託の手続きを行うか身を切る改革の財源
と致します。

西和医療センターの建替について

喜ばしいことは、令和4年9月28日、西和7町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町、王寺町)は、県で建替えが検討されている西和医療センターについて、JR王寺駅南側への移転を求める要望書を荒井知事に提出され、西和7町で閲与されることになったこと。

西和7町から同センターへの入院患者が約75%であることから利便性を求められての事でしょう。

心配事は、西和医療センターは二次救急病院であることを。(駅前渋滞)

・王寺駅周辺は依然として水害のリスクが高いこと。

- 王寺駅周辺は商業地域であり、西和地域で最も地価が高いために用地・補償費が大きくなること。
- 将来の建替えは、同一敷地内では困難なこと。
- 王寺町が提供する駐車場・駐輪場の代替え施設が王寺駅近くで必要なこと。
- 下表の通り、王寺駅周辺の道路インフラの計画的な再整備が必要なこと。(周辺道路の変更があるかも知れない。)
- JR協力会社(保線作業等)の代替地が近くに必要なこと。
- 水害対策工事が生じて減価償却費も多額となり、西和医療センターの経営にも影響が生じること。
- 病院を核としたまちづくりで、王寺駅周辺の活性化を図る具体策が見えていないこと。

王寺町特集 ① 国道25号橋梁部の老朽化問題

近畿地方整備局 橋梁点検計画・修繕計画より(平成26年度策定)

路線番号	橋梁名	橋長(m)	全幅員(m)	橋梁の種類	完成年次	供用年次	経過年	○修繕工事 ●定期点検 ▲鉄道部定期点検	点検年度	判定区分
奈良25	昭和橋	150	7.6	鋼	1960	1960	62	●H26、●R1	H26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	昭和橋側歩道橋(上)	150	2.8	鋼	1967	1967	55	●H26、●R1	H26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	昭和橋側歩道橋(下)	150	3.0	鋼	1993	1993	29	●H26、●R1	aH26	Ⅱ予防保全段階
奈良25	王寺跨線橋(上)	59	9.0	鋼	1971	1971	51	●H26、▲H27、●R1、▲R2	H27	Ⅱ予防保全段階
奈良25	王寺跨線橋(下)	59	9.0	鋼	1969	1970	52	●H26、▲H27、●R1、▲R2	H27	Ⅱ予防保全段階
奈良25	遠磨橋	40	22.8	PC	1987	1987	35	●H29、●R4	H29	Ⅱ予防保全段階

※ 耐用年数は、多くの文献で60年から100年とされている。

王寺町特集 ② 公共下水道整備で畠田2丁目の発展を!

王寺町汚水処理計画は全てが公共下水道

王寺町の行政面積は 7km² と狭く、多くが市街化区域であることから、家屋が連担する藤井地区や畠田駅に近く、開発が見込まれる畠田2丁目地区は調整区域ではありますが、事業効率や財源の確保、事業の採択基準を考慮して公共下水道事業として整備するように都市計画の決定と事業認可が行われています。

都市計画税との関係もありますが、税の不公平が生じないように負担金条例により適切な負担金額を供用時（本管との接続工事をする時）に求めれば良いことです。

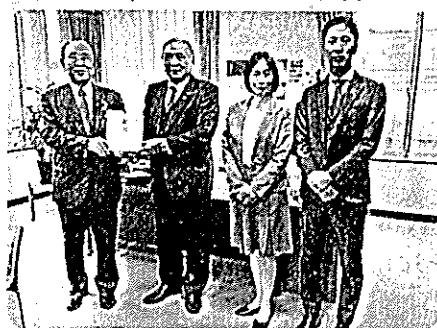
令和3年度末の奈良県の下水道普及率は、82.4%、王寺町の下水道普及率は、97.4%、畠田2丁目を市街地編入して発展する地域とするためにも公共下水道の先行投資が必要です。

もう少しの投資で下水道普及率100%に!

身を切る改革 → 被災地等に寄付

- ① 県議会議員団4名⇒大阪府北部地震（2018.7.10）義援金として大阪府へ140万円
- ② 市議会議員団⇒平成30年7月豪雨災害義援金として（2018.8.6）岡山県倉敷市へ80万円
- ③ 町議会議員団⇒大阪府北部地震の義援金として（2018.7.10）大阪府枚方市へ5万円
- ④ 奈良県総支部⇒台風24号災害義援金として（2019.11.20）福島県へ150万円
- ⑤ 日本維新の会⇒奈良県（2020.10.13）へ新型コロナ感染症対策基金へ140万円
- ⑥ 奈良県総支部⇒令和3年8月豪雨災害義援金として佐賀県へ（2021.11.17）300万円
- ⑦ 奈良県総支部⇒伊豆山土砂災害義援金として（2021.11.19）熱海市へ300万円

- ⑧ 奈良県総支部⇒
令和4年豪雨災害義援金として
(2022.11.4) 南越前町へ100万円



南越前町役場にて (左から) 岩倉光弘南越前町長、清水県議、梶井生駒市議、小林県議

- ⑨ 奈良県総支部⇒
令和4年豪雨災害義援金として
(2022.11.15) 浜松市へ100万円



浜松市役所にて (右から) 小西桜井市議、鈴木康友浜松市議、中谷香芝市議、関本大和郡市議

- ⑩ 奈良県総支部⇒
令和4年豪雨災害義援金として
(2022.11.30) 山形県へ100万円



山形県庁知事室にて (右から) 森本大和高田市議、吉村美栄子山形県知事、杉本葛城市議



毎月22日は統一行動デー

公職選挙法の寄付行為を回避して他府県・他自治体へ寄付をする売名行為などとか、自己満足に過ぎないとか、色々と批判を頂くこともあります。

行政改革を徹底して実行するには、大阪のように知事、市長などの執行者になるか？議会を多数派にするか？でなければ本気の改革は進みません！

大阪府議会は定数119→88→79と減らすと同時に議員報酬の削減も行っています。

奈良県議会も議員報酬の10%削減→7年半で約3億円の財源を生みました。

議員定数1減を実現→約5千万円の財源を生みました。身を切る改革は、日本維新の会所属議員の政治姿勢に覺悟を示すものです。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 清水 勉

年 月 日	令和5年3月10日			
表題と発行部数	広報紙「議会報告 令和5年3月号」 41,550部発行			
対象者	北葛城郡4町			
配布方法	新聞折込(4紙)、日経新聞 27,150部 ポスティング(王寺町全域) 14,000部 街頭配布等 400部			
発行目的	議会活動報告を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率 50% (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を50%減とする)			
内容	議会活動報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	制作費	(株)シンコ ーアドヴァ ンス	30,000	デザイン編集費 191
	印刷費	"	290,850	@7.00×41,550部 191
	新聞折込(4 紙)日経新聞	"	84,165	@3.1×27,150部 191
	ポスティン グ	"	36,400	@2.6×14,000枚 191
	消費税	"	44,141	10% 191
	振込手数料		220	
	合 計		485,776	
※60%充当 (総経費からポスティング経費を除いた金額から、 「維新の活動報告」の記事部分を50%減とする) (485,776-36,400-3,640)×50% = ¥222,868円				
備考	添付資料: 「議会報告 令和5年3月号」、請求書			

注 発行した広報紙を添付してください。

〒636-0022 北葛城郡王寺町明神2丁目4番20号

請 求 書
Shinko Advance
株式会社 シンコーアドバンス 2023年3月1日
納品No 230301002 (1 / 1)

[営業本部]	〒635-0821 素戔黒北高等学校 TEL 0745(55)4800 FAX 0745(55)4842
[大阪營業所]	〒545-0052 大阪市阿倍野区あべのハルカス31階 TEL 06(6670)5135
[本社]	〒636-0002 素戔黒北高等学校王寺町王寺2丁目7-6 京都銀行

登録番号	数量	単位	単価	金額
T4150001012827	41,550	枚	7.00	290,850 (外税10%)
	1	枚	30,000.00	30,000 (外税10%)
	27,150	枚	3.10	84,165 (外税10%)
	14,000	枚	2.60	36,400 (外税10%)

商品コード	品名	規格	度数	数量	単位	金額
2300558 01	議会報告 令和5年3月号	B4	4/4	41,550	枚	7.00 290,850 (外税10%)
2300558 02	テザイ編集費	B4		1	枚	30,000.00 30,000 (外税10%)
2300558 03	新聞折込(4紙)、日経新聞	B4		27,150	枚	3.10 84,165 (外税10%)
2300558 04	ホステイング(王寺町・広陵町)	B4		14,000	枚	2.60 36,400 (外税10%)

摘要：マットコート70kg、フルカラー印刷

※折込:秦良サンケイ企画 27150枚2023年3月18日(土)折込
※Prin3月第2週がステイング王寺7500枚、広陵町6500枚

譲りに入りますが、ご料額5,000円未満の振込手数料

肖費稅
合計 44,141 485,556



奈良県議会議員(北葛城郡区)



清水 勉

日本維新の会

令和5年3月号

議会報告

総務警察委員会委員長・地域公共交通対策特別委員会委員

議会は、県民の皆さまの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するための意思決定機関です。

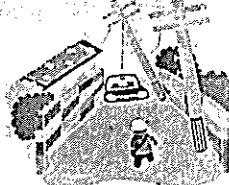
清水、勉

年末の挨拶を兼ねて平井王寺町長を訪問し課題を協議



R4.12.27 新春号記事について平井町長に説明

- ① 王寺町の浸水対策
- ② 葛下川のバックウォーター対策
- ③ 王寺地区の内水対策
- ④ 西和医療センターの移転
- ⑤ 王寺駅北側のまちづくり
- ⑥ 国道25号の老朽化
- ⑦ 国道168号王寺道路の早期完成
- ⑧ リニア中央新幹線奈良駅との将来構想



約1時間にわたり、過去の経緯などを含めて話し合い、2月定例県議会の代表質問で、特にバックウォーター対策を奈良県と共に積極的に取組み、逃げ遅れのない避難体制の構築と安心感のある整備を進める内容を質問することとしました。

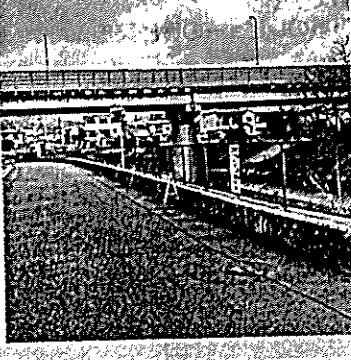
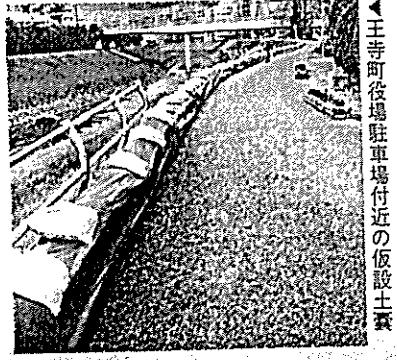
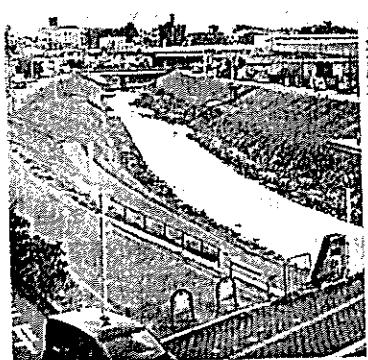
代表質問通告内容の抜粋 (令和5年2月27日)

令和5年2月27日代表質問全文は
<https://www.t-shimizu.jp> から
ご確認ください。

3 大和川水系の人口密集地区における洪水対策について

(1) 昨今の気候変動による影響を踏まえた河川整備計画の見直し等が必要と考えるが、大和川水系の人口密集地区における洪水対策をどのように進めていくのか。 (知事)

(2) バックウォーター現象による浸水被害発生に対し、溢水や最悪の事態である堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策についてどのように取り組んでいくのか。 (国土マネジメント部長)



▲ 天理王寺線高架下付近では
バラベットを既に完成

維新が 変える 新しい 奈良へ。

維新の会は本気です。
奈良を変えるため、
私たちは本気でやります。
どんな抵抗勢力にも屈することなく、
妥協することなく、
本気でやります。
前例踏襲や、
無駄なハコモノ事業とは決別し、
本当に必要な充実した行政サービスが行えるようにします。
次世代の事を考えず、
自分さえよければ良い、
一部の人たちだけが得をする。
そんな奈良を変えなければならない。
維新は、身を切る改革を断行し、
スリムな行政を目指しつつも、
必要なところにはしっかりと支援する、
メリハリのある行政をいたします。
皆様の小さな一歩が、
奈良を変える大きな力です。
政治を諦めず、維新の会に闘うチャンスを与えてください。

「私たちは本気でやり抜きます！」

— 税金の“使い道”を見直す —

奈良県では、ここ5年間で、コンベンションセンターや奈良公園バスターミナル、なら歴史芸術家村などを初めとした施設の建設に多額の税金が使われました。

これからも老朽化した中央卸売市場の建替え事業、奈良県文化会館の建替え及びその周辺整備費用等が必要となります。加えて、近鉄奈良線・大和西大寺駅－近鉄奈良駅間

の移設工事に2,000億円、2,000メートルの滑走路を併設した「大規模防災拠点」(五條市)建設に720億円、リニア新駅から関西国際空港までの鉄道建設に1,900億円の巨費が注ぎ込まれようとしていますが、これら途方もない建設費には多額の県民負担が必要となります。

だから、私たちは将来、真に何が必要かを厳しく見極め、税金の使い道を見直して、奈良の暮らしを豊かにします。

01 「身を切る改革」

- 政治家、議員の「特権」に大胆にメスを入れる!
- ・知事・市長村長の退職金の廃止と給与カット
- ・議員定数・報酬の削減

02 「徹底した行財政改革」

- スリムで、ムダのない行政を実現する!
- ・行政のスリム化
- ・行政事業のレビューの徹底実施

03 「統治機構の改革」

- 「昭和」のままの仕組みを見直す!
- ・天下り禁止
- ・監査委員、監査事務局の共同設置
- ・広域行政の推進

NARA-ISSHIN HASSAKU

奈良維新八策

奈良の暮らしを豊かに

04 「次世代への投資」

- 教育・子育て費用負担を大幅に軽減します!
- ・給食費の無償化
- ・塾代、スポーツ教室、習い事への補助

05 「チャレンジを生み出す経済政策」

- 中小・零細企業を全力で応援します!
- ・保証人なしの融資制度の創設
- ・地元業者への優先発注
- ・土地利用の規制緩和
- ・スタートアップ（起業）への支援

06 「いきとどいた福祉政策」

- いつまでも奈良で、元気に、健やかに!
- ・がん検診の無償化
- ・老人ホームの入居費助成
- ・買い物弱者への支援
- ・垣根のない福祉サービスの推進

07 「安心、安全の奈良県」

- 「生命」を守る!
- ・南海トラフ巨大地震や大規模風水害などの自然災害に備える対策の充実
- ・休日夜間救急医療センターの拡充
- ・安心して産み育てることが出来る産科・小児科医療体制の拡充

08 「脱炭素社会への推進」

- 温暖化対策、持続可能な社会の構築に向けて!
- ・電気自動車（EV）の普及支援
- ・省エネ家電の買換え支援

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 清水勉

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 北葛城郡王寺町太子3丁目1-15 電話 0745-31-3710 延べ床面積 29.16m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 土谷 昌孝) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input type="checkbox"/> 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所使用時間 300時間 (a) うち政務活動使用時間 150時間 (b) (b) / (a) = 150 / 300 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 後援会事務と時間按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方： 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)、賃借人 奈良県議会議員
清水 勉 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は、次記載の建物(以下「本件建物」という)を乙に賃貸し、乙は、これを賃借することを承諾する。

所在地 : 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900番11地内事務所
(住居表示 ; 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15)

(賃料)

第2条 賃料は1か月金5万円とし、乙は毎月末までに翌月分の賃料を甲に支払う。(一部期間の一括支払いを妨げないが、その場合は前納とする。)

2 諸物価、公租公課その他の負担の変動により、又は、近隣の賃料と比較して前項の賃料が著しく不相当となったときは、甲・乙協議のうえ賃料の増減をすることが出来る。

(契約期間)

第3条 本賃貸借契約の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

2 本賃貸借契約期間満了のとき、双方から解約の申し出がない限り自動更新するものとする。

3 甲又は乙が、本賃貸借契約を解約するときは、相手方に対して書面をもって解約の申し入れをしなければならない。この場合、甲が解約の申入れをする場合には3か月前にしなければならず、乙が解約の申入れをする場合には3か月前にしなければならない。

4 本賃貸借契約は、甲が解約する場合は、乙が解約申し入の書面を受け取った日から6か月後に、乙が解約する場合は甲が解約申し入の書面を受け取った日から3か月後に終了するものとする。

(使用目的)

第4条 乙は、本件建物を事務所としてのみ使用するものとする。

2 乙が前項の使用目的を変更しようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けなければならない。

(行為の制限)

第5条 乙は次の行為を行ってはならない。

- ① 本件建物を、増築、改築、大修繕し、またはこれに造作を加えること。
- ② 本件建物の全部もしくは一部について、転貸もしくは賃借権を譲渡すること。

2 乙において止むを得ない事情により、前項の行為をしようとするときは、予め書面による甲の承諾を受けるものとする。

(契約の解除要件)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

- ① 賃料を2回以上延滞したとき。
- ② その他本契約に違反したとき。

2 前各号に掲げるものの他、乙において甲乙間の信頼関係を破壊する行為があったとき。

(原状回復)

第7条 乙は、期間満了、合意解約、解除等により本契約終了後甲から明け渡しを求められたときは、ただちに本件建物を原状に復し、甲に明け渡すものとする

2 乙が、前項の明け渡義務の履行を遅滞したときは、損害金として期間満了の日または契約解除の日より明け渡を終了した日まで日割計算をもって、賃料の倍額に相当する使用損害金を支払うものとする。

(権利放棄)

第8条 前条による本件建物明け渡のとき取去されなかった物件は、乙が第5条第2項により付加した造作を除き、すべて甲の所有に帰し、たとえ乙がそのために損害を蒙っても甲に対して何等の請求をしないものとする。

(保証金)

第9条 甲は、乙に対して本契約締結に対する保証金を免除する。

(負担区分など)

第10条 乙は、本契約期間中の本件建物の光熱水費を負担する。

2 乙は、契約期間中において本件建物及び周辺の維持管理を適切に行い、近隣に迷惑をかけてはならない。

(その他)

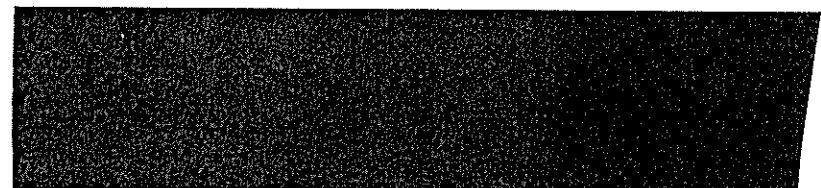
第11条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書二通を作成し甲・乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

賃貸主（甲） 住所

氏名

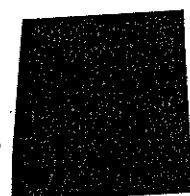


賃借主（乙） 住所

奈良県議会議員

氏名

清水 効



駐車場賃貸借契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指定駐車番号	27
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED]	口座名義	美しケ丘モータープール [REDACTED]

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月26日

(貸主) 住 所

氏 名

電話番号

(借主)

住 所

〒636-0023 奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 効

電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1ヶ月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。

銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに搬去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと
又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明代金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

井出洋一(印) 伊藤義之(印)

井出洋一 伊藤義之

平成 10 年 6 月 1 日

駐車場賃貸借契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指定駐車番号	26
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しケ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成28年7月26日

(貸主) 住 所

氏 名

電話番号

[REDACTED]

(借主)

住 所

〒636-0023
奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 勉

電話番号 0745-31~3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1ヶ月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。
銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

- 第3条 乙の都合による中途解約及び契約違反による契約解消の場合は、ともに一旦支払い済みの駐車使用料は返却しない。
- 第4条 駐車使用料を故なく滞るときは、その後の使用は認めない。
- 第5条 中途解約をする場合には、使用者が予め2ヶ月前には申し出ることとし、それがなされないで解約する場合には、次の月以降に係る2ヶ月分の駐車料を納めることとし、保証金と相殺できることとする。
- 第6条 甲の都合により、駐車場の明渡し要求がある場合は、1ヶ月以内に契約を解除し、直ちに撤去すること。また、この際乙は立退き料その他如何なる名目によるも金銭の要求はできない。
- 第7条 乙又はその関係者が、故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車両に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。
- 第8条 乙が契約条項に違反した場合及び他に迷惑をかける行為がある場合には、甲は一方的に契約を解除することがある。
- 第9条 駐車場使用に際しては、駐車以外の目的に使用しないこと。又、甲の指定した個所以外には駐車しないこと。
- 第10条 駐車する車両には、危険物その他他に迷惑を及ぼす物を積載しないこと
又、他人及び付近の住民に迷惑となる行為をしないこと。
- 第11条 駐車場において、建物及び工作物の設置、その他駐車場の原形を変える一切の行為をしないこと。
- 第12条 駐車場使用契約後は、甲の許可なく他人に転貸しをしないこと。
- 第13条 駐車場で生じた車両及び積載物の盗難、破損、その他、人災、天災によるあらゆる事故につき、甲は一切その責めを負わない。
- 第14条 車庫証明請求のおり、車庫証明白金として、金 10,000 円を乙は甲に支払うこととする。

此用印は上記の規約を證する

株式会社

代表者

保証金 6,000,- 平成29年7月2日

駐車場賃貸借契約書

名称	美しケ丘モータープール		
所在地	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目900-58		
駐車料	金 8,000円也	保証金	金 16,000円也
契約使用期間	平成28年8月1日～平成29年7月31日	指定駐車番号	26
駐車料金振込先	奈良中央信用金庫 口座番号 [REDACTED] 口座名義 美しケ丘モータープール [REDACTED]		

下記 貸主(甲)と下記 借主(乙)は下記条項を双方承諾の上契約を締結し、本契約を証するため本書2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(貸主) 住 所

氏 名

電話番号

(借主) 住 所

〒636-0023

奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15

氏 名

清水 効

電話番号

0745-31-3710

車種名

プレートNO

第1条 駐車場の支払い方法は1月分ずつ一括払いとし、前月末日までに支払う。

銀行指定口座へ振込みの場合は、振込み手数料は乙の負担とする。

第2条 契約の期間は1年間とし、その後は甲乙合意のもと1年毎の自動延長とする。

／＼五年まで末日迄終了

第11号様式の12(第5条関係)

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
住所 [REDACTED]		
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料(賃金)	900円 950円(1月支給分～)	(□月給 □日給 ■時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / 	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / 	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合(政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2 	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約

最低賃金制度に基づき、令和4年10月1日より奈良県の最低賃金が引き上げられたのに伴い、現雇用契約では時給900円ですが、令和5年1月支給分より、時給950円に改定する。

被雇用者



雇用者

奈良県議会議員 清水 勉

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		TEL

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
就業場所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕事内容	一般事務、後援会活動補助事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間) のうち週15時間程度
休日	申請による
給与(賃金)	時給900円 ※時間外勤務は、法規定による。
給与支払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 4月 1日

奈良県議会議員

雇用者

清水勉

被雇用者

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 清水勉】

雇用者氏名	住所	生年月日		性別	雇入年月日	31.4.1
		姓	名			
労 働 日 數	12	10	12	11	12	11
労 働 時 間 数	33.75	31.25	42.00	36.00	38.25	37.25
時 間 外 労 働	1.00	0.50	1.00	3.00	1.00	2.25
休 日 労 働						
深 夜 労 働						
遅 刻 早 退	0.25	0.25	0.50	0.25	1.00	0.50
基 本 給	30.375	28.125	37.800	32.400	34.425	33.525
勤 動 意 減 額	-225	-225	-450	-225	-900	-450
時 間 外 手 当	900	450	900	2,700	900	2,025
通勤手当(課税)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
通勤手当(非課税)	31,050	28,350	36,250	34,875	35,100	34,650
課 税 合 計	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
非課 税 合 計	35,250	32,550	42,450	39,075	39,300	38,850
健 康 保 険 料						
介 護 保 険 料						
厚 生 年 金 保 険 料						
雇 用 保 険 保 険 料						
社 会 保 険 料 合 計	31,050	28,350	38,250	34,875	35,100	34,650
課 税 对 象 額	951	868	1,171	1,068	1,075	1,061
所 得 税						
市 町 村 民 税						
控 除 額 合 計	951	868	1,171	1,068	1,075	1,061
控 除 額 支 給 額 差	34,299	31,682	41,279	38,007	38,225	37,789
領 収 印						

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

第11号様式の12(第5条関係)

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 清水 勉

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料（賃金）	900 円 950 円(1月支給分～)	(□月給 □日給 ■時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / 	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / 	
	■職務内容による場合(政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約

最低賃金制度に基づき、令和4年10月1日より奈良県の最低賃金が引き上げられたのに伴い、現雇用契約では時給900円ですが、令和5年1月支給分より、時給950円に改定する。

被雇用者



雇用者

奈良県議会議員 清水 勉

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		TEL

下記の条件で契約します

雇用期間	令和4年 4月 1日から 令和5年 3月 31日まで
就業場所	奈良県北葛城郡王寺町太子3丁目1-15
仕事内容	一般事務、後援会活動補助事務
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 9時00分から 午前・午後 5時00分まで (12時30分～13時15分、若しくは勤務時間中に45分間)
休日	申請による
給与(賃金)	時給900円 ※時間外勤務は、法規定による。
給与支払	月末締 翌10日払 (勤務時間60hr/月を標準とする。)
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年 4月 1日

奈良県議会議員

雇用者

清水勉

被雇用者

政務活動補助業務賃金台帳(令和4年度)

【議員名 清水 勉】

雇用者氏名	住所	生年月日		性別		雇入年月日		31.4.1								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計
労働日数	10	8	6	13	11	9	11	8	9	9	8	8	11	113		
労働時間数	30.00	24.00	18.00	42.75	33.00	27.00	33.00	24.00	27.00	25.75	24.00	33.25			341.75	
時間外労働	0.25	0.25	0.25	1.25	0.50	0.25	0.50	0.25	0.50	0.50	0.50	0.25			5.25	
休日労働															0.0	
深夜労働															0	
遅刻早退															0.00	
一基本給	27,000	21,600	16,200	38,475	29,700	24,300	29,700	21,600	24,300	24,463	22,800	31,588	19,842	22,094	353,662	
															0	
勤怠減額															0	
時間外手当	225	225	225	1,021	450	225	450	225	450	450	450	475	475	238	4,684	
通勤手当(課税)															0	
通勤手当(非課税)															0	
課税合計	27,143	21,760	16,376	39,378	30,060	24,451	30,060	21,716	24,626	24,813	23,159	31,667	19,782	21,984	356,975	
非課税合計															0	
総支給額	27,225	21,825	16,425	39,496	30,150	24,525	30,150	21,825	24,750	24,938	23,275	31,826	19,842	22,094	358,346	
健康保険料															0	
介護保険料															0	
厚生年金保険料															0	
雇用保険保険料	82	65	49	118	90	74	90	109	109	124	125	116	159	60	110	1,371
社会保険料合計	82	65	49	118	90	74	90	109	109	124	125	116	159	60	110	1,371
課税対象額	27,143	21,760	16,376	39,378	30,060	24,451	30,060	21,716	24,626	24,813	23,159	31,667	19,782	21,984	356,975	
所得税	831	666	501	1,206	920	748	920	655	754	760	760	709	969	2,019	2,244	13,912
市町村民税															0	
控除額合計	913	731	550	1,324	1,010	822	1,010	774	988	885	825	1,128	2,079	2,244	15,283	
差引支給額	26,312	21,094	15,875	38,172	29,140	23,703	29,140	21,051	23,872	24,053	22,450	30,698	17,763	19,740	343,063	
領収印															0	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

労働保険概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR件への記入は上記の標準字体でお願いします。

08-E 0011232

事業主控 08-E008739

AA1A29R-011232#

年月日

種別

*修正項目番号 添入力微定コード

--	--	--	--

--	--	--

項1

都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
① 労働保険料番号	2	9	102014902	-000

項2

※各種区分			
管轄	保険関係等	業種	産業分類
② 02	311	9416	

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

※保険関係※片保険理由コード

十 方 千 百 十 万 千 百 十 人 项

十 方 千 百 十 万 千 百 十 人 项

项9 项10

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 vsbk9k4f

労働保険特別会計歳入徴収官殿

(注2) (注1)
石綿による健康被害の数清に因する法第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません

確定保険料算定期内訳	算定期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
	⑦区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨割合・一般拠出金率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 1千円未満	896	1000分の3.00	2,688
労災保険分	(ロ) 1千円未満	896	1000分の3.00	2,688
雇用保険分	(ホ) 1千円未満	18千円	1000分の3.00	54
一般拠出金	(ハ) 1千円未満	896	1000分の0.02	17

概算増加概算保険料算定期内訳	算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで			
	⑪区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 1千円未満	20千円	1000分の3.00	2,688
労災保険分	(ロ) 1千円未満	22千円	1000分の3.00	2,688
雇用保険分	(ホ) 1千円未満	25千円	1000分の3.00	2,688

⑯事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

※検算有無区分

※算調対象区分

※データ指示コード

※再入力区分

※修正項目

項28

項29

項30

項31

項32

項33

項34

項35

項36

項37

項38

項39

⑮⑯⑰⑱⑲の(口)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

2,280

円

⑯申告済概算保険料額

2,280

円

⑰増加概算保険料額

2,280

円

⑱(口)の(イ)-⑯

408

円

⑲(口)の(イ)-⑯

408

円

⑳期別納付額	(イ)概算保険料額 (⑥の(イ)+⑦の(イ))	(ロ)労働保険料充当額 (③の(イ)(労働保険料分のみ))	(ハ)不足額 (⑨の(ハ)-(ロ))	(二)今期労働保険料 (④の(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (③の(イ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ)一般拠出金額 (③の(ヘ)-(ロ))	(ト)今期納付額 (④の(ヘ)+(ロ))
第2期	(イ)概算保険料額 (⑥の(イ)+⑦の(イ))	(ロ)労働保険料充当額 (③の(イ)-⑩の(ロ))	(ハ)第2期納付額 (⑦-(ロ))	(二)今期労働保険料 (④の(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (③の(イ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ)一般拠出金額 (③の(ヘ)-(ロ))	(ト)今期納付額 (④の(ヘ)+(ロ))
第3期	(イ)概算保険料額 (⑥の(イ)+⑦の(イ))	(ロ)労働保険料充当額 (③の(イ)-⑩の(ロ)-⑪の(リ))	(ハ)第3期納付額 (⑦-(ロ)-(リ))	(二)今期労働保険料 (④の(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ)一般拠出金充当額 (③の(イ)(一般拠出金分のみ))	(ヘ)一般拠出金額 (③の(ヘ)-(ロ))	(ト)今期納付額 (④の(ヘ)+(ロ))

㉑加入している労働保険	(イ)労災保険 (ロ)雇用保険	㉒特掲事業	(イ)該当する (ロ)該当しない	㉓事業主	郵便番号 636-0023 (0745) 31 - 3710	電話番号
(イ)所在地				(イ)住 所 (在たる事務所の所在地)	北葛城郡王寺町太子3丁目1-15	
(ロ)名 称				(ロ)名 称	奈良県議会議員 清水勉事務所	
				(ハ)氏 名 (法人のときは (代表者の氏名))	清水 勉	